

## 三次市立田幸小学校「校内不祥事防止委員会」設置要綱

### (設置)

第1条 地方公務員法第33条、及び「信頼される学校・教職員であるために～教職員の不祥事根絶に向けての提言～」(平成21年12月24日不祥事根絶対策専門家会議答申)の趣旨に沿い、不祥事を防止し根絶を図るため三次市立田幸小学校校内不祥事防止委員会(以下「校内委員会」という。)を置く。

2 校内委員会の設置は校務運営規程に位置づける。

### (構成)

第2条 校内委員会は、校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭の5名をもって構成する。  
(校内委員会の招集)

第3条 校内委員会は、校長が招集し主宰する。

### (活動内容)

第4条 校内委員会は、不祥事を防止するために次のことを行う。

- (1) 不祥事防止に係る取組みについての協議
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 教職員相互による不祥事防止のチェック
- (4) 不祥事防止運動などの実施
- (5) 関係機関との連携

### (記録等)

第5条 校内委員会によせられた内容は記録に残し、3年間保存しなければならない。

2 校内委員会会議の重要な内容については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

### (庶務)

第6条 校内委員会の記録等の庶務は、校内委員会会議で定めるところにより処理するものとする。

### (プライバシーの保護)

第7条 校内委員会で受けた内容については、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な扱いを受けないように留意しなければならない。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、校内委員会の運営について必要な事項は、校内委員会会議において定める。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。